

答弁書第九四号

内閣参質一八六第九四号

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員江口克彦君提出普天間飛行場の辺野古移設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出普天間飛行場の辺野古移設に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の北部振興事業や沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）に基づく各種振興事業等により、沖縄県の北部地域の振興を図っていくこととしているが、お尋ねの名護市辺野古周辺地域の人口増や居住地拡大の可能性について、確定的にお答えすることは困難である。

二について

普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という。）の建設については、キャンプ・シュワブ辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、滑走路をV字型に配置することにより、代替施設の周辺地域の上空を基本的に回避する飛行経路で運用を図るものとしており、航空機の運用による周辺地域への影響をできるだけ軽減することとしているところである。

なお、代替施設が米側に提供された後の航空機の運用による騒音については、影響の程度を把握するために騒音測定を実施し、その結果に基づいて適切な対策を講ずることとしている。

三について

政府としては、代替施設の使用期限を明示することは、将来の国際情勢など様々な要因とも関連するた
め、困難であると考えている。

四及び五について

お尋ねの「沖縄総合開発計画」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、様々な
機会を通じて普天間飛行場の移設に係る政府の考え方を引き続き誠実に説明し、沖縄の皆様の声に真摯に
耳を傾けつつ、沖縄の皆様の気持ちに寄り添いながら、負担の軽減と沖縄振興の両面にわたって、できる
ことは全て行うとの姿勢で取り組んでいく考えである。